

参議院農林水産委員会會議録第十号

平成十四年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

補欠選任

岡崎トミ子君

榎葉賀津也君

畑野 君枝君

市田 忠義君

五月二十三日

補欠選任

榎葉賀津也君

内藤 正光君

市田 忠義君

八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

常田 享詳君

太田 豊秋君

田中 直紀君

和田ひろ子君

紙 智子君

岩永 浩美君

加治屋義人君

岸 宏一君

小斉平敏文君

野間 越君

小川 勝也君

郡司 彰君

内藤 正光君

羽田雄一郎君

渡辺 孝男君

八田ひろ子君

中村 敦夫君

国務大臣

農林水産大臣

武部

勤君

副大臣

農林水産副大臣

野間

越君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩永

浩美君

事務局側

常任委員会専門員

山田

榮司君

本日の會議に付した案件

○野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(常田享詳君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十二日、岡崎トミ子君及び畑野君枝君が委員を辞任され、その補欠として榎葉賀津也君及び市田忠義君が選任されました。
また、本日、榎葉賀津也君及び市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君及び八田ひろ子君が選任されました。

○委員長(常田享詳君) 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。
野菜は国民の健康で豊かな食生活に不可欠であるだけでなく、農業生産においても米や畜産と並ぶ基幹的な部門となっております。しかしながら、近年、野菜の輸入が増加する中で、野菜の自給率が低下するとともに、生産者の減少、高齢化等が進行している状況にあります。

こうした中で、将来にわたって国内野菜産地の供給力を確保していくためには、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者に選好される品質、価格の国産野菜を供給できるよう、野菜の生産、流通の両面から構造改革を進めていくことが喫緊の課題となっております。

このため、野菜の構造改革対策の一環として、消費者や実需者の多様なニーズにこたえ、効率的な野菜の供給を行うための契約取引の推進、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、野菜の契約取引を推進するため、出荷団体又は生産者が野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他の事由により供給すべき野菜に不足が生じたときに、その確保に係る出荷団体や生産者の負担を軽減するための交付金制度を創設することとしております。

第二に、生産者補給金制度について、生産者の経営と野菜供給の安定を図る機能を充実するため、指定消費地域を廃止し、同地域以外に出荷される野菜についても、価格の著しい低落があった場合には生産者補給金を交付するものとするともに、生産者補給金の交付対象に、出荷団体を通じて出荷を行う生産者のほか、一定規模以上の作付けを行う生産者を加えることとしております。

第三に、農林水産大臣が立てる指定消費地域における指定野菜の需要の見通しについて、指定消費地域の廃止等に伴い全国を対象とする需要及び供給の見通しに改め、この見通しに即して野菜指定産地の確かな指定と計画的な育成を図ることとしております。

しております。
以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(常田享詳君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十分三分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三百号)の一部を次のように改正する。

目次中「需要」を「需要及び供給」に改める。
第一条中「」につきを「」に改め、「一定の消費地域における」を削り、「交付」の下に「あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付」を加え、「当該消費地域における」を削り、「その主要な」を「主要な」に改め、「当該消費地域に対する」を削る。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二章 需要の見通しを「第二章 需要及び供給の見通し」に改める。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における」を削り、「需要」の下に「及び供給」を加え、同条

第二項中「需要の下に」及び供給を加え、同条第三項中「需要の下に」及び供給を加え、きかなければを「聴かなければ」に改める。

第四条第一項中「指定消費地域に対する」を削り、「行なわれる」を行われるに改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「及び指定消費地域」と及び「当該指定消費地域に対する」を削り、「需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向」を「需要及び供給の見通し」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八条第二項第一号中「指定消費地域に対する」を削り、同条第三項中「需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向」を「需要及び供給の見通し」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十条中「指定消費地域における」を削り、「指定野菜の」を「指定野菜について、その」に改め、「出荷団体を通ずる」を削り、「交付」の下に、「あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付」を加える。

第十五条第一項第一号中「指定消費地域における指定野菜」を「指定野菜」に改め、「政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限る。」及び「で当該政令で定める種別に属するもの」を削り、「その生産者の」を「対象野菜の生産者(以下この号において「委託生産者」という。)及び基金が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。))」に、「緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、登録出荷団体」を「緩和するため、その登録出荷団体」に、「生産者補給交付金」を「その委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、

同号を同項第五号とし、同項第三号中「指定消費地域における」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「指定消費地域における」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体又は登録生産者に対して、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

第十五条第二項中「指定消費地域における」及び「当該指定消費地域に対する」を削り、同条第三項中「指定消費地域に対する」を削り、同条第四項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同号の政令で定める」を削り、「指定消費地域」を「出荷される地域」に改める。

第十六条の見出しを「出荷団体及び生産者の登録」に改め、同条第一項中「その種別に係る同号の政令で定める指定消費地域」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「出荷団体」の下に「又は生産者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。
第十八条中「(以下「生産者補給交付金」を「若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金(以下「生産者補給交付金等」に改め、「登録出荷団体」の

下に「又は登録生産者」を加える。
第十九条中「及び」を「並びに」に改め、「登録出荷団体」の下に「及び登録生産者」を加え、「生産者補給交付金」を「生産者補給交付金等」に改める。
第三十条第一項第七号中「出荷団体」の下に「及び生産者」を加える。

第五十九条中「野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する」を「対象野菜の」に、「当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に」を「当該対象野菜を」に改める。
第六十二条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。
第六十三条中「一」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改める。
第六十四条中「一」を「いずれかに」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。